

北緑地公園内におけるキッチンカー（移動販売車）事業者

登録要項

（公募の目的）

北緑地公園を活用し、公園等の魅力づくりや活性化の一環として、キッチンカー（移動販売車）（以下「キッチンカー」という。）を利用した飲食物の販売による実証実験を行い、公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

（実証実験期間）

- (1) 前期：令和2年11月1日から令和3年1月31日まで（年末年始を除く）
- (2) 後期：令和3年2月1日から令和3年4月30日まで

（事業者登録資格）

キッチンカー事業者として登録（以下「事業者登録」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを有する者とする。

- (1) 公募の目的に賛同し、協力する者
- (2) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る保健所発行の営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内の許可）を有している者
- (3) キッチンカーを保有又はリースしている者（ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可証の名義が同一であること。）
- (4) 事業者登録申請の審査における確認作業のため、関係機関等に身分照会をすることに同意する者

（事業者登録の除外）

事業者登録資格の要件を有していても、次に掲げる事項に該当する者は登録を認めない。

- (1) 申請時点において食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
- (2) 銀行取引停止処分を受けている者
- (3) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (4) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
- (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

（登録審査）

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団（以下「財団」という。）は、キッチンカー事業者登録申請書を受理した後に審査し、適格者に対し公園内においてキッチンカー事業者登録を行う。なお財団は、登録審査の過程等において必要に応じ、関係機関等に身分照会等を行うことがある。

（登録審査時提出書類及び提出方法等）

出店登録者となろうとする者は、次の書類を指定された期日までに財団に提出しなければならない。

- (1) キッチンカー事業者登録申請書兼事業企画書
 - (2) 申請者が法人の場合は、法人の事業概要書（会社案内でも可）
 - (3) 販売車両写真画像
 - ①前面からの写真でナンバープレートが確認できる写真
 - ②側面からの写真
 - ③後方からの写真
 - (4) 出店営業を行う品目に係る全ての営業許可書の写し（東京都内の保健所発行したもの）
 - (5) 食品衛生責任者証の写し
 - (6) 生産物賠償保険（PL保険）の保険加入証明書の写し
 - (7) 車検証の写し及びリース契約書の写し
 - (8) 出店者の運転免許証の写し
 - (9) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書
- 2 提出方法は、郵送（締切日必着）又は持参とする。
 - 3 提出先は、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団とする。
☎206-0821 東京都稲城市長峰1-1 稲城市総合体育館
 - 4 問い合わせ先は次のとおり。
公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団公園管理係
電話 042-331-7156
E-mail zaidan11inagi@yahoo.co.jp

(事業者登録の通知)

財団は、提出された書類等を審査し、事業者登録資格要件を満たす事業者に対しては、事業者登録がされた旨を通知する。ただし、事業者は、事業者登録内容等に変更が生じた場合は財団に報告しなければならない。

(稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表の提出)

事業者登録がされた者（以下「登録事業者」という。）は、出店申請書類として以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 稲城市立公園内行為許可申請書
- (2) 出店希望表

これらの書類はすべてメールによる提出とする。

(出店希望日の調整、出店日の決定)

一日の出店は3事業者を上限とする。なお、上限を超える事業者の希望が重なる日については、財団は前項にある出店申請書類のメール着信順を以って出店希望を調整し、これを出店日とする。（なお出店営業品目の調整は致しません。同一営業品目が重複することがあることを御承知願います。）

(出店許可)

財団は、出店申請書類を確認のうえ、稲城市立公園内行為許可書（以下「許可書」とする）を発行する。許可書発行に併せて、出店日を財団が指定する。

(出店場所及び出店可能時間)

キッチンカーの出店場所は、北緑地公園内の指定場所（別紙）とする。出店可能時間は、9時00分から17時00分までとする。

(出店可能期間)

登録事業者は、前期と後期とに分けて出店を申請できる。

(出店希望日の追加及び変更)

出店事業者は、許可書を受領後に、追加して出店希望日を設けたい場合は、新たに申請書をメールで提出しなければならない。その提出期限は追加出店希望日の前月15日までとする。

財団は、追加出店希望日の出店事業者が1日3事業者以内ならばメール着信順

にこれを許可する。

出店事業者は、悪天候や出店事業者側の都合で出店ができなくなった場合、当該出店日の 12 時 00 分までに財団が指定するメールアドレス宛に出店しない旨の連絡をしなくてはならない。

出店日の確定後に、稲城市又は財団の都合により出店日を変更する必要がある場合は、出店事業者は変更の協議に応じ原則として稲城市または財団の指示に従わねばならない。

(出店日の公表)

財団は、出店事業者の出店日が確定した段階で、財団及び稲城市のホームページにおいて公表する。

なお、出店日の公表後に出店日の追加等の手続きがされ、これが許可された場合は、月初にホームページを更新する。

(販売可能品目)

営業許可証の範囲内の飲食物とする。(酒類の販売は、許可を得ている場合は認める。)

(公園使用料の納入の手続)

出店事業者は、出店月が終了後、翌月の 5 日までに出店売上報告書を作成し、当該月の総売上額を財団に報告しなければならない。

財団は、出店事業者から提出された当該月の総売上額に 100 分の 5 を乗じた額 (1 円未満は切捨て) を出店事業者に公園使用料として請求する。

出店事業者は、指定日までに財団が指定する口座に入金しなければならない。

(出店事業者が遵守すべき事項)

出店事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法に定める衛生基準等を遵守しなければならない。
- (2) 出店事業者は、必ずゴミ箱をキッチンカー直近の見やすい場所に設置し排出されるごみは分別すること。
- (3) 出店事業者は、キッチンカーの周辺の清掃を行わなければならない。
- (4) 出店事業者は、ゴミ箱に廃棄されたごみはすべて持ち帰らなければならない。
- (5) 園内での汁物や油類の廃棄は厳禁とする。
- (6) 公園内の水道、電気の利用は禁止する。
- (7) 出店中は BGM 等の使用はしてはならない。
- (8) 拡声器等を用いて、呼び込みや P R をしてはならない。

- (9) 出店事業者は、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入し、出店販売行為に伴い発生した食中毒等の事故に対して、賠償の責任を負うものとする。
- (10) 公園内の設備及び構築物等に損害を与えた場合は、出店事業者の責任と負担で原状回復しなければならない。
- (11) 出店による事故や苦情等のトラブルは出店事業者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容等を財団に速やかに報告しなければならない。
- (12) 本要項に定めるもののほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (13) 稲城市及び財団職員の指示には従わねばならない。

（出店事業者の協力義務）

出店事業者は、脱プラスチックの観点から可能な範囲で脱プラスチック対策に協力しなければならない。また、財団又は稲城市からのアンケート調査等については協力しなければならない。

（出店許可の取り消し）

出店事業者が提出した申請書類等に虚偽があった場合や許可条件等を遵守していないと財団及び稲城市が判断した場合は、出店許可を取り消すことができる。出店許可の取り消しにより発生する損失等については一切補償しない。

出店許可を取り消された事業者は、次期以降の出店申請をすることができない。

また決定された出店日に対し、頻繁な休業等、著しく誠意を欠く行為であると財団及び稲城市が判断した場合は、出店許可を取り消すことができる。

出店登録スケジュール

- ステップ1「事業者登録」※必須です

≪前期・後期共通≫

- ① 登録を希望する事業者から
登録審査時書類を提出

提出期限：令和2年10月13日（火）※一次締め切り

持参の場合は、12:00まで。郵送等の場合は、当日必着

- ② 財団から

事業者登録完了の通知

事業者ごとに随時メール送信する。

ステップ1「事業者登録」を一次締め切り（10月13日）以降に申請される事業者は、下記のステップ2≪後期分≫のみ出店申請が可能です。≪前期分≫には出店できません。ただし、令和2年12月15日を最終締め切りといたします。

- ステップ2「出店申請」

※前期・後期の二期制です。それぞれに申請が必要です。

≪前期分≫ 令和2年11月1日から令和3年1月31日までの期間

- ① 財団から

稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表のメール送信日

令和2年10月16日（金）※添付ファイルとして一斉送信

- ② 登録事業者から

稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表を提出

令和2年10月21日（水） 17:00まで

- ③ 財団から

稲城市立公園内行為許可書の送信

令和2年10月26日（月）

《後期分》 令和3年2月1日から令和3年4月30日までの期間

① 財団から

稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表のメール送信日
令和3年1月13日（水）※添付ファイルとして一斉送信

② 登録事業者から

稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表を提出
提出期限：令和3年1月21日（木） 17:00まで

③ 稲城市立公園内行為許可書の送信

令和3年1月26日（火）

令和 年 月 日

稲城市長 高橋 勝浩 殿

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

⑩

担 当 者 氏 名

連絡先電話番号

キッチンカー出店事業者登録申請書兼事業概要

稲城市立公園内におけるキッチンカー（移動販売車）事業者登録申請要綱に基づき、キッチンカー（移動販売車）を出店したいので、要綱に規定された出店資格要件等を満たすことを誓約し下記の関係書類を添えて申請いたします。

提出書類一覧

提出書類	部数
キッチンカー出店事業者登録申請書兼事業概要	1部
申請者が法人の場合は、法人の事業概要書（会社案内でも可）	1部
販売車両写真画像 ①前面からの写真でナンバープレートが確認できる写真 ②側面からの写真 ③後方からの写真	各1部
出店営業を行う品目に係る全ての営業許可書の写し（東京都内の保健所が発行したもの）	必要部数
食品衛生責任者証の写し	1部
生産物賠償保険（PL保険）の保険加入証明書の写し	1部
車検証の写し	1部
キッチンカー出店希望表	1部

稲城市立公園内行為許可申請書	1部
出店事業者の運転免許証の写し	1部
暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書	1部

1. キッチンカー事業者の情報

フリガナ			
商号又は名称			
フリガナ			
店舗名			
フリガナ			
代表者氏名			
フリガナ			
所在地(住所)	〒 —		
電話番号(固定)		携帯電話番号	
FAX			
資本金		年間売上高	
食品衛生責任者(又はそれに代わる資格)			
フリガナ		フリガナ	
資格名		資格保有者	
連絡先・担当者			
フリガナ		担当者電話番号	
担当者氏名		担当者メールアドレス	

1-2. 法人情報

事業内容						
従業員数（申込時）		社員： 名 パート： 名				
直営店舗 の 状況	直営店名称	所在地	営業品目	営業開始日	店舗面積	客席数

2. 販売品目と販売予定価格

販売品目	販売予定価格（税込）	販売品目	販売予定価格（税込）

※記入しきれない場合は、別紙（A4版用紙 各自分で用意）に記入し提出すること

3. 主な出店実績

出店年月日と出店期間	場所	主な販売品目	イベント名称等

4. 出店販売車車両情報

車両番号 (ナンバープレート)	
車両製造会社名	
車両名称	
車両長さ・車幅・車高	
車両写真 (前面・側面・後方) ※すべてカラー写真で提出	

※出店予定車両が複数ある場合は、別紙 (A 4 版用紙 各自で用意) にすべて記入し提出すること

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

稲城市長 高橋 勝浩 殿

1. 私（当社）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約〈いたします いたしません〉。 ※どちらかを代表者が自筆にて○で囲む

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標榜ゴロ ⑥暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 ⑦その他前各号に準ずる者

2. 私（当社）は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係がある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約〈いたします いたしません〉。 ※どちらかを代表者が自筆にて○で囲む

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- ④反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係

3. 私(当社)は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約〈いたします いたしません〉。 ※どちらかを代表者が自筆にて○で囲む

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴市等の信用を毀損し、又は貴市の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

4. 私（当社）は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む、以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明・確約〈いたします いたしません〉。 ※どちらかを代表者が自筆にて○で囲む

- ①下請け又は再委託先業者が前1及び2に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと。
- ②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を

解除し、又は契約解除のための措置をとること。

5. 私（当社）は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴市に報告し、貴市の捜査機関への通報に協力することを表明・確約〈いたします いたしません〉。 ※どちらかを代表者が自筆にて○で囲む

6 私（当社）は、これらの各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの業務を停止され又は許可を取り消されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約〈いたします いたしません〉。 ※どちらかを代表者が自筆にて○で囲む

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名 _____ (印)

※代表者氏名は、代表者自身が署名捺印してください。（スタンプ等での記名押印では、受け付けません。